（総務企画部の専門官の職務）

第四百二十八条　専門官は、命を受けて、国有林野事業における契約の適正化に関する事務を行う。

（企画官及び監査官）

第四百二十九条　北海道森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部業務調整課に企画官六人及び監査官六人を置き、東北森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官三人及び監査官四人を置き、関東森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官七人及び監査官四人を置き、中部森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官五人及び監査官三人を置き、近畿中国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官五人及び監査官二人を置き、四国森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官三人及び監査官一人を置き、九州森林管理局の総務企画部総務課に企画官一人を、同部企画調整課に企画官二人及び監査官二人を置く。

2　総務課の企画官は、職員の安全及び衛生に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　企画調整課及び業務調整課の企画官は、命を受けて、国有林野事業の業務の実施に関し調整を要する事項及び国有林野事業における情報処理に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

4　監査官は、命を受けて、国有林野事業の監査に関する事務を行う。

第四百三十条の見出し中「計画部」を「計画保全部」に改め、同条第一項中「計画部」を「計画保全部」に、「森林技術センター」を「森林生態系保全センター（北海道森林管理局、東北森林管理局、関東森林管理局及び九州森林管理局に限る。）」に、「一人、企画官三人（中部森林管理局、近畿中国森林管理局及び四国森林管理局にあっては二人、九州森林管理局にあっては四人）及び上席自然再生指導官一人（北海道森林管理局にあっては四人、東北森林管理局にあっては二人）」を「、治山技術専門官及び専門官それぞれ一人」に、「指導普及課」を「保全課」に、「国有林野管理課」を「治山課」に改める。

第四百三十条第二項を次のように改める。

2　前項に掲げるもののほか、北海道森林管理局の計画保全部に調査官二人、生態系管理指導官四人及び自然遺産保全調整官一人を、東北森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官六人及び自然遺産保全調整官二人を、関東森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官二人及び自然遺産保全調整官一人を、中部森林管理局の計画保全部に生態系管理指導官一人を、九州森林管理局の計画保全部に企画官一人、生態系管理指導官五人及び自然遺産保全調整官一人を置く。

第四百三十一条中「関する計画の作成に関すること」の下に「並びに別表第六の管轄区域の欄に掲げる区域における国有林野に係る生態系の保全の実施に関すること」を加え、同条第三号を削る。

第四百三十二条を次のように改める。

第四百三十二条　削除

第四百三十三条の見出し中「国有林野管理課」を「保全課」に改め、同条中「国有林野管理課」を「保全課」に改め、同条第二号中「国有林野事業特別会計に属する」を「森林管理局所属の」に改め、「（計画課の所属に属するものを除く。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「こと」の下に「（国有林野における分収造林及び分収育林に関することを除く。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一　国有林野の森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関すること。

第四百三十四条から第四百四十三条までを次のように改める。

第四百三十四条から第四百四十三条まで　削除

第四百四十五条及び第四百四十六条を削り、第四百四十四条を第四百四十六条とし、第四百四十三条の次に次の二条を加える。

（治山課の所掌事務）

第四百四十四条　治山課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保安林に関すること。

二　森林治水事業の実施に関すること。

三　林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施に関すること。

2　九州森林管理局の治山課の所掌事務のうち沖縄県の区域に係るものについての前項の規定の適用については、同項第二号中「森林治水事業の実施に関すること」とあるのは、「森林治水事業を実施すること」とする。

（森林生態系保全センター）

第四百四十五条　森林生態系保全センターの名称、位置及び管轄区域は、別表第六のとおりとする。

2　森林生態系保全センターは、別表第六の管轄区域の欄に掲げる区域における国有林野に係る生態系の保全の実施に関する事務をつかさどる。

第四百四十八条及び第四百四十九条を削る。

第四百四十七条中「計画部」を「計画保全部」に改め、同条を第四百四十九条とし、第四百四十六条の次に次の二条を加える。

（治山技術専門官の職務）

第四百四十七条　治山技術専門官は、治山事業に関する専門技術上の事項についての企画及び指導に関する事務を行う。

（計画保全部の専門官の職務）

第四百四十八条　専門官は、林野及び林地荒廃防止施設の災害の予防及び復旧に関する事務を行う。

第四百五十条から第四百六十八条までを次のように改める。

（計画保全部の企画官の職務）

第四百五十条　企画官は、国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（生態系管理指導官の職務）

第四百五十一条　生態系管理指導官は、命を受けて、貴重な野生動植物の生息地又は生育地の保護その他の自然環境の保全に配慮した管理を行う必要がある国有林における自然環境の継続的な把握、植生の復元その他の当該国有林の自然環境の保全に配慮した管理に必要な措置に関する企画及び指導に関する事務を行う。

（自然遺産保全調整官の職務）

第四百五十二条　自然遺産保全調整官は、命を受けて、国有林野に係る森林施業に関し自然遺産（候補地を含む。）の保護との調整を要する事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（計画調整官、企画官、森林施業調整官、測定技術指導官、鑑定官、設計指導官及び災害対策専門官）

第四百五十三条　北海道森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官二人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官二人を、同部治山課に設計指導官二人を置き、東北森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び災害対策専門官二人を置き、関東森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び災害対策専門官一人を置き、中部森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び災害対策専門官一人を置き、近畿中国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び災害対策専門官一人を置き、四国森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び災害対策専門官一人を置き、九州森林管理局の計画保全部計画課に計画調整官一人、企画官一人及び森林施業調整官一人を、同部保全課に測定技術指導官一人及び鑑定官一人を、同部治山課に設計指導官二人及び災害対策専門官一人を置く。